

北海道移住支援金制度法人向けQ & A

1 登録申請について

Q 1 毎年度、申請をする必要がありますか。

A 1 申請は毎年度することは要しませんが、対象法人要件を満たさなくなった場合は、すみやかにその旨、ご連絡願います。

Q 2 登録料は必要でしょうか。

A 2 登録や求人掲載は無料です。また、移住者に対しての支援金についても、法人のご負担はありません。

Q 3 法人登録の申請をした後に道で審査を行うのでしょうか。

A 3 道が保有する各企業のデータなどを活用して、一定の要件審査を行います。ただし、移住者の採用決定後にご提出いただく書類（履歴事項全部証明書等）による最終確認を行った結果、貴法人が申請に当たって虚偽の内容を申請したことが判明した場合は、登録を取り消します。

2 対象法人、対象求人に関する要件について

Q 4 個人事業主、法人格を持たない団体は対象となりますか。

A 4 反社会勢力等でないこと、雇用保険の適用事業主であること等が把握できる場合には対象となります。

Q 5 対象法人の要件である「官公庁等でないこと」について、「等」には何が含まれますか。

A 5 独立行政法人や一部事務組合等のいわゆる公法人及び第三セクターのことです。

Q 6 法人には、医療法人、社会福祉法人、NPO法人、事業協同組合や1次産業の法人は含まれますか。

A 6 含まれます。

Q 7 「勤務地限定型社員」とは、どのような採用が対象になりますか。

A 7 「勤務地限定型社員」の考え方は、本社が東京圏にあっても、東京圏への転勤の可能性がないこと、及び採用者が転入した市町村から転出しなくて済む勤務環境が担保されている採用を指します。

Q 8 対象法人に該当しない業種はありますか。また、複数の業種を業務としている場合、どの業種で登録するのですか。

A 8 移住支援金対象法人の共通要件（実施要領第5（1）ア）に合致する法人は、全ての業種で該当します。複数の業種を業務としている場合、申請に当たっては主要な業務に該当する業種を1つ選択してください。（求人広告は複数の業種や職種などに分けて掲載できます）

Q 9 みなし大企業とはどのような法人でしょうか。

A 9 以下のいずれかに該当する法人です。

- ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を資本金10億円以上の法人が所有している資本金10億円未満の法人
- ・ 資本金10億円以上の法人の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている資本金10億円未満の法人

※上記項目の資本金10億円以上の法人（親会社）が資本金概ね50億円未満の法人であって、資本

金要件のみの判断では合理性を欠くなど、個別に判断することが必要な場合、同社の所在する市町村の推薦に基づき北海道が必要と承認すれば、申請を希望する法人（子会社）については「みなし大企業」に該当しなくなります。

Q10 要件の一つである「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でないこと」について、一般的な観光用ホテルでも、酌婦やコンパニオンを雇う可能性があるため風俗営業の届を出している法人は、対象外となりますか。

A10 旅館事業者などで、許可を受けているが接待営業が行われていない場合や、接待営業の規模が事業全体の一部である場合については、例外として移住支援金の対象法人とします。

Q11 移住支援金の移住支援金の法人登録は支店や工場単位で登録できるでしょうか。

A11 法人単位での登録をお願いします。

Q12 対象法人の要件を満たさない企業はマッチングサイトに求人を掲載できないのでしょうか。

A12 マッチングサイトは移住支援金の対象求人のみ掲載しているため、できません。

Q13 就職に関する要件（実施要領第5イ（工））に「週20時間以上の無期雇用契約に基づいて」とありますが、週20時間以上の勤務かつ雇用保険の加入手続きを行えば、雇用形態として、パートや入社後6ヶ月試用期間等を設けることは可能でしょうか。

A13 各企業の事情として勘案し、やむを得ないものと考えます。

Q14 テレワークに関する要件で、「所属先企業」とありますが、雇用契約が結ばれていることが必要でしょうか。（＝「業務委託」のような形態は対象外でしょうか）

A14 必ずしも雇用契約が結ばれている必要はないです。あくまでも所属先からの命令でなく自己の意思で移住し、移住元の業務を継続する場合は、対象になります。

Q15 テレワークによる移住した者が、定期的に東京（所属先企業等）へ行く場合は、移住支援金の対象となりますでしょうか。また、週にどの程度東京へ行くことを許容するといった目安はありますか。

A15 基本的には移住先で生活し、仕事をするを想定していますが、移住や就業の形態はさまざまであることは承知しています。（対面での業務のため週1回程度出社する必要がある場合等）

ただし、勤務日数の1/5を超えて東京へ行く場合や、所属先企業等から通勤手当として定期券相当の交通費の支給を受けている場合は、本事業で想定するテレワークに該当しないものと考えています。

Q16 テレワークにより移住元の業務を行っていることや東京へ行く頻度をどのように確認するのでしょうか。

A16 移住支援金の申請時において、勤務状況に関する本人の申告書の提出及び所属先企業等からの在籍証明を添付することを想定しています。

3 移住支援金対象者について

Q17 東京23区内に住民票を移す直前10年間のうち通算5年以上かつ連続して1年以上居住していれば、（修士課程や博士課程修了者のほか何らかの理由により卒業までに5年以上を要した者など）新卒者でも該当になるということでよいでしょうか。

A17 お見込みのとおり、東京23区内に住民票を移す直前10年間のうち通算5年以上かつ連続して1年以上居住していれば、新卒者でも該当となります。

Q18 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域（例：川崎市、府中市、柏市、など）に在住しつつ、東京23区内の大学等※へ通学し、卒業後東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間となりますでしょうか。

A18 当該期間も対象となります。

※ 大学等とは、大学・大学院・短期大学・高等専門学校・専門学校などの高等教育機関を想定。

Q19 東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、卒業後一旦東京を離れ（大阪府の企業・配属で勤務した後）、数年後東京23区に転職で戻ってくるような場合についても、通学期間は対象となりますでしょうか。

A19 対象期間には含まれません。

Q20 学生時代に23区内の大学（キャンパス）へ1～2年次に通学し、3～4年次は23区外のキャンパスに通学した方が、東京23区内に企業・配属の企業に就職した場合、学生時代の期間は全て対象となりますか。

A20 1～2年次のみ対象となります。なお、大学等における通学期間は、在学期間の分かる卒業証明書や成績証明書等を想定しています。

Q21 移住者の要件が「勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること」となっています。求人募集する事業所が、移住支援金の対象市町村に所在していなくても（例：小清水町）、移住者が、移住支援金の対象市町村（例：網走市）に住んでさえいれば、対象になるということでしょうか。

A21 その通りです。

Q22 移住支援金対象者が、就業後に移住しても、移住支援金の対象となるのでしょうか。

A22 移住と就業の順序は問わず、①北海道マッチングサイトに対象求人が掲載された後に就業（移住先地域への配属に限ります）し、かつ、②道内に転入して移住支援金申請時に転入後1年以内であれば支給対象となります。

Q23 移住希望者が北海道マッチングサイトに掲載された求人情報を閲覧しておらず、北海道マッチングサイトを介さずに就業した場合でも移住支援金の対象となりますか。

A23 北海道マッチングサイトを介すか、否かは問わず、支給対象となります。ただし、北海道マッチングサイトに移住支援金の対象求人として掲載された後に応募して就業する必要があります。

Q24 移住支援金対象者が就業した場合、法人における手続きが必要でしょうか。

A24 道への報告と書類の提出、求人への非公開、移住者への情報提供、就業証明書の発行をお願いしています。

Q25 社員等が移住支援金を受給した後、移住支援対象法人が気を付けるべきことはありますか。

A25 移住支援金は申請日より①1年以内に退職②5年以内に当初移住した市町村外に転出した場合等に支給した移住支援金の全部または一部を返還いただく必要があります。①の場合は、速やかに移住した市町村及び北海道にご報告いただくとともに、②が発生しないよう、転勤等についてご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

Q26 求人の応募者について、移住支援金の対象者であるかどうかは、どの段階で把握している必要があるのでしょうか。

A26 採用した段階で構いません。

4 登録申請書について

Q27 法人番号は、どこで確認すればよいでしょうか。

A27 法人番号の調べ方は2つあります。

国税庁法人番号公表サイト（国税庁法人番号公表サイト

(<https://www.houjinhttps://www.houjin--bAngou.ntA.go.jp/bAngou.ntA.go.jp/>)にて確認が可能です。法人番号は、会社の登記簿謄本の「会社法人等番号」の12桁の基礎番号及びその前に付された1桁の検査用数字（チェックデジット）で構成される13桁の番号になります。検査用数字1桁は国税庁HPで計算方法を確認ください。

※履歴事項全部証明書に記載されている、会社法人等番号（12桁）は基礎番号部分ですので、会社法人等番号のみを記入されないよう、ご注意願います。13桁で入力してください。

Q28 郵便番号が入力できないのですが。

A28 キーボードの使用環境によってエラーが発生することがあります。その場合、先頭に「Shiftキー」とキーボード上部の「7」を同時に押し、「'」（アポストロフィー）を付けたうえで、続けて数字を入力すると表示が可能です。

5 その他の事項について

Q29 上記以外の詳細な問い合わせ(採用や申請(報告)に関すること等)については、所在する市町村か道のどちらにすればよいですか？

A29 どちらでも構いません。道の場合は、産業人材課人材確保支援係担当TEL:011-251-3896(直通))までお願いします。